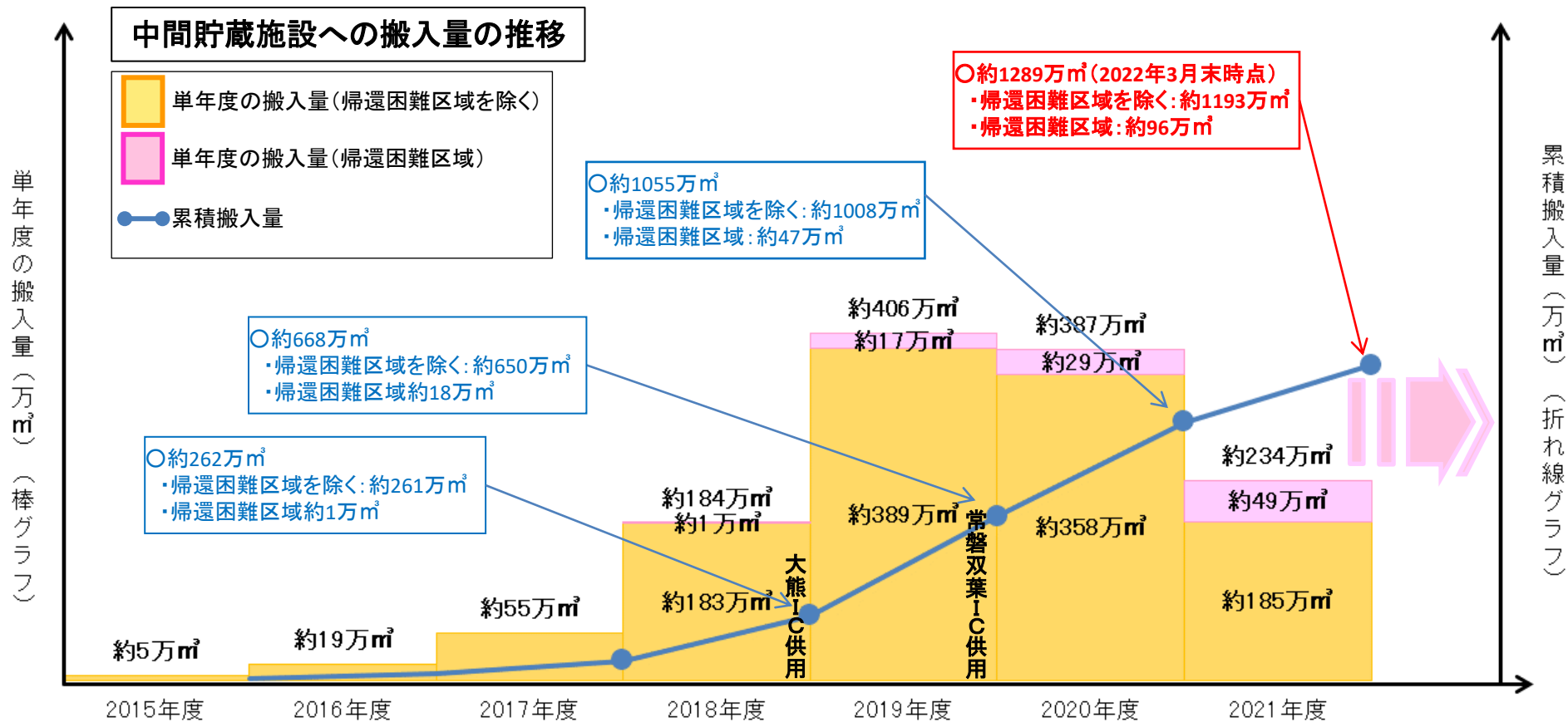




(注) 2022年度以降は、主に特定復興再生拠点区域における除染等に伴って生じた除去土壌等の輸送を行う予定

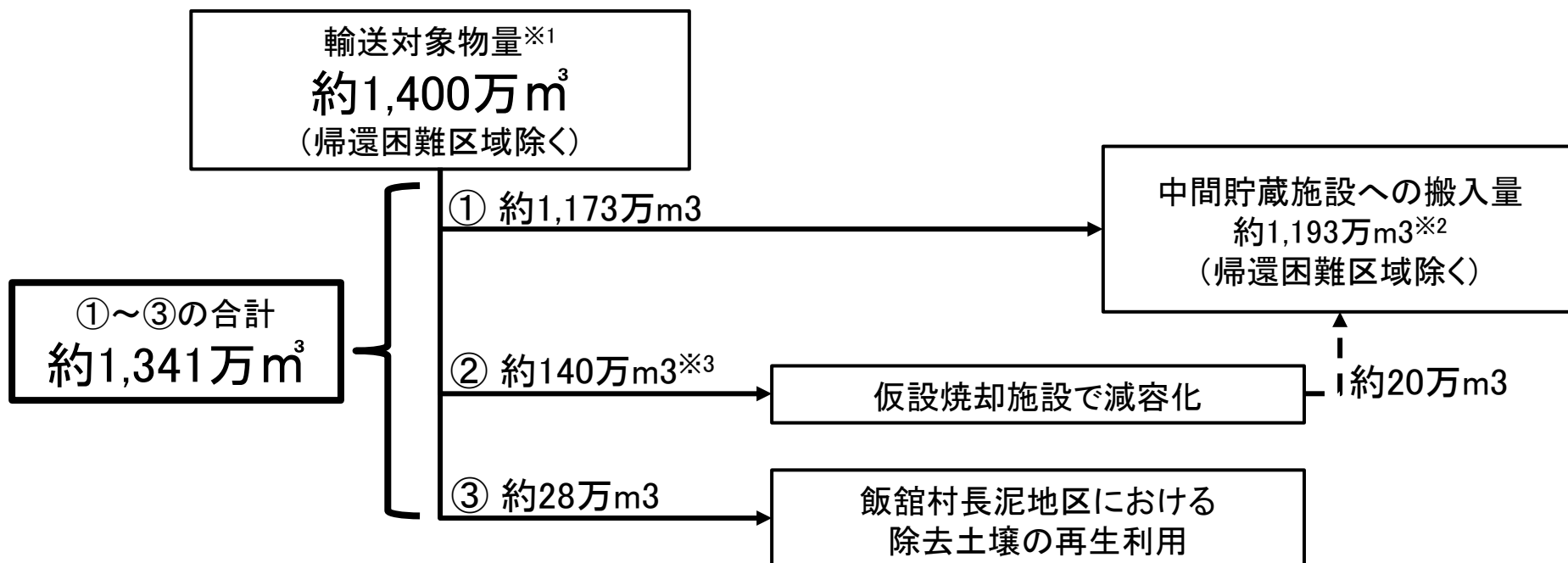
(注) 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある

## 令和3年度末における除去土壌等（帰還困難区域を除く）の輸送状況について（令和4年3月末時点）

福島県内に保管されている除去土壌等については、帰還困難区域を除き今年度末までに中間貯蔵施設へおおむね搬入を完了するとの目標を掲げ、皆様のご理解とご協力のもと安全第一で搬入を進めています。

平成30年（2018年）10月時点における輸送対象物量約1,400万 $\text{m}^3$ ※<sup>1</sup>に対して、中間貯蔵施設や仮設焼却施設への搬入量及び飯舘村長泥地区における除去土壌の再生利用量の合計は、令和4年3月末時点で、約1,341万 $\text{m}^3$ となりました。また、仮設焼却施設で減容化された分や飯舘村長泥地区において再生利用された分を除いた中間貯蔵施設への搬入量は、約1,193万 $\text{m}^3$ になりました。

令和4年度は、地域の事情等により令和3年度末までに仮置場等からの搬出が完了しなかった分に加え、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等について、引き続き、安全かつ確実に搬入を進めます。



※1 平成30年（2018年）10月集計時点での輸送対象物量（中間貯蔵施設への搬入済量＋仮置場及び減容化施設等での保管量）

※2 帰還困難区域を含めた中間貯蔵施設への総搬入量は約1,289万 $\text{m}^3$ （令和3年度末時点）

※3 平成30年（2018年）10月以降の値